

# 葬送儀礼

## の現状を考える ⑦

### 葬送儀礼とお墓

#### ① — お墓の現状 —

浄土真宗本願寺派 総合研究所

#### ■ 死に対する意識の変化

日本では時代により葬送儀礼の形態が変化していますが、従来は、血縁の関係者（遺族）が死者を看取り、地縁の関係者（近隣住民・講）が葬送儀礼を運営し、無縁の関係者（血縁・地縁ではないという意味で宗教者はここに区分されます）が儀礼を執行するという役割分担の上で、葬送儀礼が進められてきたとされます  
 「新谷2015、183頁」。

しかし近年、死を迎える場の大半が病院、葬送儀礼の場が会館に移りつつあるため、死から葬送儀礼を経る過程で、医療機関の関係者や葬儀業者、火葬場職員といった専門業者に依存する割合が多くなりました。これに並行して、会館葬、家族葬、直葬といわれるような葬送儀礼も増えつつあることが、様々な媒体で報じられています。

大半の人々が病院で死を迎えることや、遺族や近隣住民の手伝いによって担

#### ■ はじめに

近年、葬送儀礼と関連して、お墓のあり方も目まぐるしく変化しています。

お墓の変化に対しては、民俗学・歴史学・社会学・宗教学・経済学など、様々な立場から研究されていますが、その方法は主に次の3つにまとめられます。

- ① 日本の墓の歴史（地域的・宗教的伝統）についての調査
- ② 現在の日本における墓と葬送につい

ての実地調査やアンケート調査、事例紹介

- ③ ヨーロッパ、アジアなど、海外の葬法や墓地との比較

これらの研究では、日本におけるお墓と葬送に関する現代的課題を捉え、今後到来するであろう人口減少社会、多死社会をどのように迎えるべきかについての提言がなされています。今回は、それらの成果をもととして、葬送儀礼とお墓の現状について述べたいと思います。

われてきた葬送儀礼の役割や機能が業者などに代替することで、死に接触する機会が減少しています。その結果として、死や死者に対する意識の変化が生じていると考えられます。特に葬送儀礼においては、死の「個人化」といわれる現象が顕著となっています。

これまで、「自己の死」は死者の子孫が考えるべき問題であり、葬送儀礼は生者（子孫や有縁の人々）から見て死者との関係を見つめ直す機会とされてきました。そのため、伝統的には死者と生者の分離と、家族・親族・地域関係の再構成に時間が費やされてきました。しかし今は、「自己の死」や「自己の死後を自らの手で制御しようとする意識の中に進められる傾向にある」といわれています「森2014、60頁」。

#### ■ だれがお墓をたてるのか

従来は、葬送儀礼と同様、お墓も血縁や地縁が重視されていました。遺族には

祖先崇拜や死者の尊厳性を守るという役割があり、近隣住民などが埋葬の実行をしていたといわれています「森2014、48頁」。お墓をたてる主体も、血縁や地縁などの関係者でありました。しかし現在では、「終活」という言葉に表されるように、葬送儀礼に故人の意志を反映しようとする傾向が強まることで、葬法（死者を葬る方法）や納骨にも「個人化」と「多様化」が及んでいます。

「個人化」とは、お墓や納骨に対して自己の意向が反映されることです。家族の連続性を「永代」として捉える見方を保持しつつも、「家の永続」から自分の「死後設計」へと意識が変化していきます。

「多様化」とは、お墓の形態や埋葬の枠組みが様々に見られるようになったことです。個人の「記録と記憶」に比重が移ったことで、墓石の色やデザインが多様化し、また、生前につながりを持った人々や会社などの関係の中で、合葬式の共同墓も普及してきたように、従来の枠

組みとは異なるお墓が増えています。「個人化」によって、お墓をたてる主体が他者から自己へと変化した点は、重要な意味を持っており、実はそれが、お墓の「多様化」につながっています。

#### ■ だれがお墓をまもるのか

日本のお墓は、現在でも法律の上では、祭祀を「承継」（お墓を含む祭祀財産に関する権利について規定された民法第897条の用語）する者の存在を前提としています。いわゆる「お墓」とは、明治時代以降に成立・定着してきたもので、家の承継を前提とした家墓のことです。現在でも「〇〇家之墓」と刻まれた墓石を多く見かけます。これに類するのが、先祖代々を対象としたお墓や、婚姻によって片方の家系のお墓の承継者不在のために二つの家墓を合同に葬した両家墓です。また、血縁や地縁などを背景とした同族や一村、寺院などで形作られる総墓という形態も見られます。以前は、一体一体に墓

石を造っていても、納骨スペースなどの問題で集合墓になった場合も少なくありません。しかし、これらもあくまで「家」という枠組みを前提とした家族の中での個体墓でした。

現代では、核家族化が進み、次第に「家」制度が解体する中で、個人の意志が尊重されることによって、これまでとは異なる枠組みのお墓が増えていきます。具体的には、個人墓や夫婦墓、また生前の仲間や会社などの縁による合同墓や企業墓などです。これらは、承継者の存在を前提としない点で共通しています。

こうした変化は、少子化や人口動態の変化、迷惑をかけたくない」という意識などによって生じており、お墓を維持することが難しくなってきた背景がここにあります。現在では、「墓じまい」といわれるような現象も報道されています。承継者不在の問題は、墓地の永代使用权（承継する者がいる限り墓地を使用できること）にもあてはまることです。公営・私営を問わず、経営・事業主体である宗教法人や自治体、NPOなどの永続性も確かなものとは言いきれません。

このようなことから、お墓や墓地を次世代に承継させることに対して、不安を抱く人が増えています。お墓の承継者不在という問題が、お墓の有無を含めた「多様化」の要因とも考えられるのです。

### ■火葬を背景とする「多様化」

お墓の「多様化」には、火葬という葬法も深く関連しています。

日本では、土葬や火葬などが葬法として行われてきましたが、明治時代末期以降、火葬が普及してきました。1970年代頃からは公営の火葬場が建設され、現在では99%以上が火葬となりました。火葬場の普及によって、次のような変化があったといわれています。「新谷1998、43頁」。

- ① 近隣の人たちの相互扶助による火葬ではなく、火葬場の職員による火葬

と、次の3つが挙げられます。

- ① 葬送儀礼やお墓の関係者が血縁や地縁以外に及ぶようになった
- ② 死や死者に対する意識が変化し、個人の意向が尊重されるようになった
- ③ 葬法が火葬場での火葬に画一化された

日本では、古くから様々な葬法が行われてきましたが、人々の意識の上では血縁や地縁といった関係性の中で葬送儀礼からお墓への納骨までが行われていた点で、むしろ均一的であったと考えられます。これに対し現在は、葬法の上では火葬に画一化されていますが、意識の上では「個人化」の進展に伴ってお墓の有無を含めた形態や、火葬後の遺骨の行方が「多様化」している現状が浮き彫りになっています。

(浄土真宗本願寺派総合研究所 冨島信海)

#### 【参考文献】

新谷尚紀「歴博ブックレット⑧ 死・墓・霊の信仰民俗史」(財団法人歴史民

- ② 一晩中かけての火葬ではなく、昼間2時間足らずの火葬
- ③ 伝統的に土葬であった地域も、火葬を採用

火葬に関わる「人」、火葬にかかる「時間」、火葬の「方法」という、3つの変化であり、葬法が火葬場での火葬に画一化したといえます。従来より、火葬に付された遺骨に関しては、地域によって全骨を拾う地域もあれば、火葬後の骨の一部を拾う地域もあり、様々な形態がありました。

しかし、お墓の形態が「多様化」する中で、送骨(遺骨を宅配便で納骨堂などに送る)というサービスを行う業者が現れたり、手元供養(遺骨のペンダント化など)、散骨、樹木葬など、特定の墓石や墓地を持たないという選択が生まれるなど、火葬後の経過も「多様化」している現状が浮かび上がっています。さらに、遺骨に対する意識の変化や経済的な事情にもよると考えられますが、遺骨が公共施設や電車に「置き忘れ」られるなど、

俗博物館振興会、1998)  
 新谷尚紀「葬式は誰がするのか——葬儀の変遷史」(吉川弘文館、2015)  
 森謙二「墓と葬送のゆくえ」(吉川弘文館、2014)  
 森謙二「墓と葬送の社会史」(講談社現代新書、1993)  
 岩田重則「お墓」の誕生——死者祭祀の民俗誌」(岩波新書、2006)  
 水藤真「中世の葬送・墓制——石塔を造立すること」(吉川弘文館、2009)、「中世史研究選書」1991年刊の複刊)

### ■おわりに

水藤真氏は、次の2点を挙げ、日本中世の葬送儀礼や墓制(墓のつくり方)では、全く相反するようなことが同時に行われていたことを述べています「水藤2009、219頁」。

- ① 死穢を嫌ってできるだけ遠くに葬るともある
- ② お墓や寺などさまざまな形で手厚く葬る一方、死体遺棄に近い形もある

歴史的には、個人の状況によって葬法や墓制が様々な存在していたと考えられます。しかし現代には、これまでにはない事情があり、今までの議論をまとめる